



府食第29号
平成29年1月17日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成29年1月12日付け厚生労働省発生食0112第4号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

本改正は、食品安全委員会において確認した比較等項目の内容を、新たに告示に追加しているのみであり、当委員会が既に答申を行った内容を超えるものではないため、本改正後の告示に基づき申請企業が自主判断することによって生じる安全性上の問題はなく、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

したがって、本照会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、比較等項目の内容のうち、告示に記載しないものについては、通知等において記載することとされているので、通知等が発出された際には当委員会にも情報提供いただきたい。